

2 0 2 5 年 度 支 部 活 動 報 告

収入記入欄	①2024年度末(4月末日)残高	528,479
	②2025年度に振込された支部活動費	59,000
	③受取利息等の収入	964
	④収入の合計(①+②+③)	588,443

実施内容	開催日	開催場所	役員参加人数	参加人数 (役員除く)	主要議題等	使用経費							
						事務用品費	旅費・交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・会合費	その他	計
改善等検討会議	5月10日	あべのBDL キャンパス	5		「厳重注意通知書」に対する改善について		2,350				1,101		3,451
教育・就職懇談会	9月6日	和泉キャンパス	4	33	教育・就職懇談会開催		6,820						6,820
第1回支部役員会	9月7日	谷町四丁目 Kanya	5		自己紹介・今後の予定について		2,580				5,950		8,530
教育・就職懇談会	9月20日	梅田センタービル	2	15	教育・就職懇談会開催		1,360						1,360
第2回支部役員会	10月26日	谷町四丁目 Kanya	7		教育・就職懇談会反省点について		3,060		50		9,140		12,250
桃山祭「無料休憩所」	11月22日	和泉キャンパス	5	-	桃山祭「無料休憩所」開催		8,760				2,716	4,629	16,105
第3回支部役員会	11月30日	天満橋しゃぼーるじゅ	6		「無料休憩所」の反省・改善点について		4,100		50		7,610		11,760
第4回支部役員会	12月7日	谷町四丁目 Kanya	6		就職講演会・交流会について		3,480				8,090		11,570
就職講演会・交流会打合せ	12月18日	和泉キャンパス	2		就職講演会・交流会について		1,380						1,380
第5回支部役員会	1月8日	文の里ロイヤルホスト	6		就職講演会・交流会について		3,980		100		7,777		11,857
第6回支部役員会	2月8日	谷町四丁目 Kanya	5		全国支部長会議報告・就職講演会打合せ		3,120				6,790		9,910
就職講演会・交流会	2月28日	あべのBDL キャンパス	10	33	就職講演会・交流会開催	440	16,660	205,441	通信費に含む		21,532	1,980	246,053
第7回支部役員会	2月28日	文の里ロイヤルホスト	7		就職講演会・交流会反省・改善点について		580				5,951		6,531
第8回支部役員会	3月29日	谷町四丁目 Kanya	5		新役員紹介・支部内のルール・今後の予定について		1,700				7,060		8,760
第9回支部役員会	4月12日	谷町四丁目 Kanya	6		新支部内のルールについて検討	110	3,420				8,360		11,890
提出資料について打合せ	4月29日	天満橋 パルティール	2		開催場所の調査、報告書・計画書の作成		380				3,000		3,380
⑤合計						550	63,730	205,441	200	0	95,077	6,609	371,607
						⑥2026年4月末銀行残高 (④-⑤)						216,836	

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。

・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

2 0 2 6 年 度 支 部 活 動 計 画

支部名 大阪北支部

実 施 内 容	開催予定日	開催予 定 場 所	役員 参加予定 人数	参加予定 人数 (役員除く)	主 要 議 題 等	使 用 経 費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
支部役員会	5月17日	未定	15		新役員紹介		15,000				22,500		37,500
支部役員会	6月	未定	15		教育・就職懇談会につ いて		15,000				22,500		37,500
支部役員会	7月	未定	15		支部長研修会報告		15,000				22,500		37,500
支部役員会	8月	未定	15		教育・就職懇談会につ いて		15,000				22,500		37,500
支部役員会	9月	未定	15		教育・就職懇談会につ いて		15,000				22,500		37,500
教育・就職懇談会	9月5日	和泉キャン パス	15	60	教育・就職懇談会参加		30,000						30,000
教育・就職懇談会	9月19日	あべのキャン パス	15	60	教育・就職懇談会参加		15,000						15,000
支部役員会	10月	未定	15		教育・就職懇談会反省 会		15,000				22,500		37,500
支部役員会	11月	未定	15		無料休憩所について		15,000				22,500		37,500
桃山祭「無料休憩所」	11月	和泉キャン パス	15	250	無料休憩所にて接待		30,000				15,000		45,000
支部役員会	12月	未定	15		「無料休憩所」反省会、教育 就職講演会について		15,000				22,500		37,500
教育就職講演会	12月	あべのキャン パス	15	100	教育就職講演会開催		15,000	200,000	通信費に含む		15,000	10,000	240,000
支部役員会	1月	未定	15		教育就職講演会反省 会		15,000				22,500		37,500
支部役員会	2月	未定	15		次年度教育就職講演 会について		15,000				22,500		37,500
支部役員会	3月	未定	15		次年度教育就職講演 会について		15,000				22,500		37,500
支部役員会	4月	未定	15		新役員・評議員報告		15,000				22,500		37,500
合計						0	270,000	200,000	0	0	300,000	10,000	780,000
						⑥2026年4月末日銀行残高						216,836	
						2026年度必要入金額						563,164	

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。  
 ・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

## 桃山学院大学教育後援会 大阪北支部規約

### (名称)

第1条 本支部は、桃山学院大学教育後援会大阪北支部と称する。

### (事務所)

第2条 本支部の事務所は、支部長宅に置く。

### (目的)

第3条 本支部は、桃山学院大学教育後援会規約(以下「教育後援会規約という」)に則り、桃山学院大学の教育活動に協力し、これを後援することを目的とする。

### (事業)

第4条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 桃山学院大学教育後援会(以下「教育後援会」という)が行う事業への協力及び支援
- (2) 教育後援会の地域的な諸問題への対処

### (会員)

第5条 本支部の会員は教育後援会会員のうち大阪府内北部地域に在住する者とする。

2 北部地域とは大阪市・池田市・茨木市・交野市・門真市・四條畷市・吹田市・摂津市・大東市・高槻市・豊中市・寝屋川市・東大阪市・枚方市・箕面市・守口市・豊能郡・三島郡とする。

### (会計)

第6条 本支部の経費は、教育後援会予算における支部活動費及び支部役員会の承認に基づいて受け入れた寄付金で支弁する。

2 本支部の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わるものとする。

3 本支部の収入及び支出については、毎年1回以上会計監査が監査を行い、監査報告書を支部長に提出しなければならない。

### (役員)

第7条 本支部に次の役員(以下「支部役員」という)を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 支部委員 若干名

2 前項の支部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員不足等により支部運営に支障が生じる可能性があり、本部および支部が必要と認めた場合は、会員資格の根拠となる学生の卒業・退学・除籍後2年を任期の上限として支部役員を継続できる。

### (役員を選任)

第8条 支部役員は、支部役員会において、支部会員のうちから選任する。

2 選任された支部役員は、本部の承認を得た後、就任する。

3 支部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会において補充選任することができる。

### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を統括する。また、支部会及び支部役員会の議長となる。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故等があるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、支部の会計事務をつかさどる。
- (4) 会計監査は、支部の会計を監査する。
- (5) 委員は、支部運営に参加し、会員の中心として活動する。

(顧問)

第 10 条 本支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は支部長が推薦し、本部の承認を得て委嘱するものとする。

(会議)

第 11 条 本支部の運営に当たるため次の各項に定めるところにより会議を開催するものとし、会議は支部長が速やかに招集しなければならない。

(1) 支部会

- ① 定期支部会は毎年 1 回開催し、活動内容・決算・活動計画、支部運営事項等について会員に報告、提案を行い、意見を聴取する。
- ② 臨時支部会は、必要に応じて開催する。

(2) 支部役員会

支部役員会は、次の事項を審議決定する。

- ① 支部会において報告する運営事項の原案決定
- ② 第 8 条第 2 号の規定による支部役員の選任
- ③ その他、支部会の意見に基づく支部に関する事項

(役員解任)

第 12 条 支部役員が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、本部役員会において出席した役員 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

1. 法令またはこの規則集に著しく違反したとき。
2. 心身の問題のため職務の執行に耐えないとき。
3. 職務上の義務に著しく違反したとき。
4. 役員たるにふさわしくない著しく不適切な行為があったとき。

(緊急事項)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、支部運営の円滑化を図るため、緊急事項については支部役員会において議決処理することができる。ただし、本条に基づく処理については、本部役員会の承認を得た後に次回支部会に報告しなければならない。

(法令等の遵守)

第 14 条 本支部は活動にあたり、教育後援会が定める「教育後援会 コンプライアンス規程」・「教育後援会 個人情報保護規程」・「教育後援会 情報セキュリティ規程」を遵守するものとする。

(改廃)

第 15 条 この支部規約は、本部役員会の承認を得て改廃することができる。

附則: 本会の設立年月日は、1989(平成元)年 8 月 1 日とする。

この規約は、1989(平成元)年 9 月 21 日から実施する。

この規約は、1993(平成 5)年 9 月 3 日から、一部改訂し暫定執行する。

この規約は、1994(平成 6)年 5 月 22 日から、改訂施行する。

この規約は、1994(平成 6)年 11 月 18 日から、一部改訂し暫定執行する。

この規約は、1995(平成 7)年 5 月 21 日から、改訂施行する。

この規約は、2019(令和元)年 6 月 3 日から実施する。

この規約は、2020(令和 2)年 9 月 26 日から実施する

この規約は、2025(令和 7)年 6 月 14 日から改正施行する。